

事 務 連 絡  
平成19年 8 月 20日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

韓国産生食用タイラギガイの腸炎ビブリオに係る検査命令対象製造者について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成19年3月30日付け事務連絡）の別添1の1の別表1によりお知らせしたところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、下記の製造者により製造された生食用タイラギガイから、腸炎ビブリオの違反事例が継続して確認されたことから、別表1を別紙のとおり改正するので御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

記

HAN LYO FISHERY CO., LTD.